

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十三号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第三項の規定により除却した工作物を同条第四項の規定により保管したので、次のとおり公示する。

令和四年十二月九日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

一 保管した工作物

車両 一台

二 保管した工作物が放置されていた場所

埼玉県東松山市大字松山千四百二十六番三地先（一級河川滑川の河川区域）

三 除却した日時

令和四年十一月二十二日（火）午前十時四十五分

四 保管を始めた日時

令和四年十一月二十二日（火）午前十一時十五分

五 工作物の保管場所

埼玉県東松山市新宿町四十番一 埼玉県災害復旧資材置場

六 保管した工作物の返還

イ 返還期限

令和五年五月二十二日（月）

ロ 返還の申出先

埼玉県東松山市六軒町五番地一 埼玉県東松山県土整備事務所管理担当 電

話〇四九三―二二―二三三三

ハ 返還に際しての留意事項

(1) 工作物の返還を受けようとする者は、埼玉県東松山県土整備事務所管理担当に、氏名及び住所を証するため必要な書類を提示し、申し出ること。

(2) 工作物の除却及び保管に要した費用は、当該工作物の返還を受ける者の負担とする。